

## 横須賀市立学校学期制検討委員会答申を受けての方針（案）について

### 1 答申及び提言内容

#### 【答申】

横須賀市立学校学期制検討委員会では、『9年間の義務教育における児童生徒の学びを大事にし、これまでの成果を踏まえながら、枠組みとしての2学期制を継続する。運用に当たっては、これまでの課題を踏まえ、校種間の実情を考慮すること、秋季休業について見直すこと等の改善を行う』ことを結論とし、答申する。

#### 【提言】

##### 提言①

保護者や地域に対して2学期制の趣旨が十分理解されるよう、様々な機会を通して周知を図る。

##### 提言②

長期休業前や長期休業中の教育相談をより充実させ、それまでの学習状況を児童生徒、保護者に対して丁寧に伝える。

##### 提言③

中学校においては、実態に応じて評価・評定、通信簿の作成時期を学年の発達段階や教科の特性に応じて柔軟に設定する。

##### 提言④

長期休業日等を活用した授業日数増加の取組等で夏休みのスケジュールが過密であることから、秋季休業を廃止して夏季休業日を増やすことが妥当である。

### 2 答申及び提言を受けての教育委員会としての方針

上記の答申及び提言を踏まえ、横須賀市立小学校、中学校、特別支援学校におけるこれからの中学校は、年間を2区分（前期・後期）とした2学期制とし、提言に示されたように秋季休業日は廃止し、夏季休業期間に戻す形をとる。

また、これまで実施してきた中での課題に着目し、提言で示された点について学校と連携・協力して、子どもの豊かな学びの実現に資する実効性のある学期制とする。

なお、全面実施は平成32年度とし、教育課程の変更や準備に必要な移行期間を設定する。

### 3 今後の取組内容

#### (1) 教育委員会

- ・答申及び提言内容の周知
- ・管理運営規則の改正（秋季休業日を廃止し、夏季休業期間に戻す。）
- ・2学期制の趣旨等について保護者・地域への周知を図るための取組を実施する。

- ・答申及び提言を踏まえ、長いスパンにおける児童生徒の成長を把握することによる適切な学習評価など2学期制の特色を生かすとともに、中学校における評価・評定など見出した課題を解決できるよう、必要なガイドラインを学校に示す。
- ・特に中学校における評価・評定の在り方の見直しが進められるよう、モデルプランの提示やモデル校の設置など、中学校現場が必要とする情報を提供する。
- ・これらの取組を活用しながら各学校における教育課程等の見直しが行えるよう、移行期間を2年間設ける。

## (2) 学校

- ・2学期制を生かした教育活動や学校運営に係る保護者等への発信
- ・2学期制ガイドラインを踏まえ、子どもの豊かな学びの実現に資する教育課程全般の見直しを図る。
- ・長期休業日前や長期休業日中における相談活動や学習活動、中学校における評価・評定の取組などの見直しを図る。

## 4 スケジュール概要

### 【平成 29 年度】

- 答申及び提言内容の周知
- 答申及び提言内容を受けた取組内容の周知

### 【平成 30 年度】 ※移行期間 1 年目

- 中学校モデル校の設置
- 秋季休業日を廃止した中での教育課程の編成の先行実施
- 2学期制ガイドラインの策定(12月を目途に学校に提示する)
- 長期休業期間の変更に係る管理運営規則の改正事務の実施
- 各学校における教育課程の見直し及び実施

### 【平成 31 年度】 ※移行期間 2 年目

- 改正管理運営規則の施行(4月1日)
  - ・秋季休業日の廃止
- 各学校における教育課程の見直し及び実施

### 【平成 32 年度】

- 新たな2学期制の全面実施
- ※小学校新学習指導要領全面実施

## 5 その他

### (1) 秋季休業日を廃止したときの管理運営規則について

【現行】

(休業日)

第3条 施行規則第61条第3号の規定により教育委員会が定める休業日は、次のとおりとする。

- (1) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで
- (2) 夏季休業日 7月21日から8月29日まで
- (3) 秋季休業日 10月の第2月曜日の翌日及び翌々日
- (4) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (5) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
- (6) その他校長が必要と認めた日。

【廃止後】

(休業日)

第3条 施行規則第61条第3号の規定により教育委員会が定める休業日は、次のとおりとする。

- (1) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで
- (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (3) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (4) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
- (5) その他校長が必要と認めた日。

### (2) 「キッズウィーク」への対応

「学校教育法施行令の一部を改正する政令」及び「学校教育法施行令の一部を改正する省令」が平成29年9月13日に公布され、同日施行となった。これは学校の休業日を分散し大人と子どもが触れ合いながら充実した時間を過ごすことができるよう定められた努力義務である。現状においては家庭や地域社会において子どもの新たな休日を受ける環境が整っているとは言い難く、国や県、他市町村の動向を注視しつつ、本市の対応について関係する部局や機関等と検討する。

### (3) 子どもと向き合う環境づくりの一環としての授業日数増の取組

授業日数増の取組は、子どもと向き合う環境づくりの一環として、平日における6時間授業の日を5時間授業にする日を増やすためのものである。このことに必要な授業時数は長期休業日(夏季休業期間と冬季休業期間)に授業日を位置付けることにより対応する。この取組については、答申及び本方針を踏まえ別途定める。

